

平成30年度 使用料・手数料見直しについて

1 新設の使用料・手数料(主なもの)

(1)使用料 新設なし

(2)手数料

名 称	摘 要
旅行サービス手配業の登録手数料(※)	旅行業法の一部改正に伴い、新たに発生する事務について手数料を徴収する。 ・旅行サービス手配業の登録 1件につき15,000円
用途地域内における建築物の建築の許可の手数料(※)	建築基準法の一部改正により、用途地域に田園住居地域が追加されたことに伴い、新たに手数料を徴収する。 ・田園住居地域における建築物の建築の許可 1件につき180,000円
汚染土壌処理業の譲渡及び譲受、法人の合併及び分割、相続の承認事務の手数料	土壌汚染対策法の一部改正により、汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認等に係る事務が施行されることとなったことに伴い、承認事務の手数を新たに徴収する。 ・汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認: 1件につき120,000円 ・汚染土壌処理業である法人の合併及び分割の承認: 1件につき120,000円 ・汚染土壌処理業の相続の承認: 1件につき120,000円
住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録事務の手数料	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正により、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅を県へ登録する制度が創設されることに伴い、登録事務の手数を新たに徴収する。 ・住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録 : 1件につき6,000～18,000円(戸数により変動) ・住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項の変更の登録 : 1件につき1,000～12,000円(戸数により変動)
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の手数料	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正による手数料の新設。 ・1件につき147,000円 ・変更認定は1件につき134,000円
小規模不動産特定共同事業の登録・更新の手数料	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正による手数料の新設。 ・1件につき60,000円

2 その他の改正(主なもの)

(1)使用料

名 称	摘 要
行政財産使用料(※)	直近の土地評価額、維持修繕費等を踏まえ、行政財産使用料を改正する。 ・県庁講堂使用料 1時間あたり2,850円 → 2,740円 ・県庁舎等使用料 1㎡・月あたり1,040円 → 1,010円 ほか
病院利用使用料	県立中央病院の新築移転に伴い特別入院施設料を改正する。 (甲)1床1日につき8,000円 → 9,000円 (乙)1床1日につき4,000円 → 7,000円 (丙)1床1日につき(新設) 5,000円 ほか

(2)手数料

名 称	摘 要
建築士事務所登録手数料(※)	建築士法の一部改正により、審査書類や審査項目等の増加による業務量の増大等に鑑み、建築士事務所登録手数料の額を改正する。 ・1級建築士事務所の登録 1件につき15,000円 → 17,000円 ・2級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録 1件につき10,000円 → 12,000円
自動車運転試験手数料	道路交通法施行令の一部改正により、手数料の標準とすべき額が見直されたことに伴い、運転免許に関する事務に係る手数料の額を改正する。 ・普通自動車免許運転免許試験手数料 1件につき2,200円 → 2,550円 ・認知機能検査手数料 1件につき650円 → 750円 ほか

3 見直し影響額

区 分	影 響 額
新設のもの	195 千円
単価改定によるもの	5,740 千円
合 計	5,935 千円

(※)平成29年11月議会において既に改正し、平成30年4月1日等適用のもの